

■自然災害/財物リスク情報■

2015.11.10

国土強靱化基本法と企業に求められる取組

1. はじめに

我が国は地理的、地形的、気候的な条件等から、地震、台風、豪雨、洪水、土砂災害、豪雪等の自然災害が発生しやすい地域となっています。大きな災害が起こるたびに、その教訓を踏まえて災害に関する法律の改正や新基準の導入をおこなってきました。例えば、1959年の伊勢湾台風の被害を受けて1961年に制定された「災害対策基本法」、1978年の宮城県沖地震の被害を受けて1981年に導入された「新耐震設計基準」、1995年の兵庫県南部地震の被害を受けて同年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等が挙げられます。特に、2011年に起きた東日本大震災により、10以上の法改正が行われました。しかし、今年9月には関東及び東北における豪雨に伴う鬼怒川の堤防決壊といった大きな被害を伴う災害が依然として発生しています。これまでの「公助¹⁾」中心の国や地方自治体の対策には限界があることを認識させられます。

そこで、本レポートでは、東日本大震災を契機とした災害に係る法改正を整理するとともに、2013年に制定された大規模災害に関する日本の防災対策の集大成といえる「国土強靱化基本法」の概要について説明し、本法により企業に求められる取組のうち特に「自助²⁾」を強化するための取組を国の各種支援策と併せてご案内します。

2. 国土強靱化基本法制定の背景

2011年に起きた東日本大震災以降の災害対策に係る主な法律の施行を図表1に示しますが、この災害を契機として多くの法律が改正されたことが分かります。しかし、今後はさらに大きな被害をもたらす災害が発生することが想定されているので、国は2013年12月に、大きな災害が発生しても被害をできるだけ小さく留めながら経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に復旧・復興させるための「国土強靱化基本法」を制定しました。ちなみに強靱性とは、「強くて、しなやか」という意味で、人間の体に例えると、「病気にかかりにくい抵抗力と、万一かかったとしても症状が軽く早期に治る回復力を持つ状態」です。

図表1 東日本大震災以降の災害対策に係る主な法律の施行

年	災害対策に係る主な法律の施行
2011年	「津波対策の推進に関する法律」「津波防災地域づくりに関する法律」
2012年	「災害対策基本法」「原子力規制委員会設置法」
2013年	「災害対策基本法」「大規模災害からの復興に関する法律」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」「水防法」「河川法」 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」「国土強靱化基本法」

(出所) 内閣府(2015)「日本の災害対策」をもとに作成。

^{1,2} 後述の図表4を参照。

今後想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害規模は、図表 2 に示すように、阪神・淡路大震災や東日本大震災と比較して、被害が生じる地域が広く、避難者数は 10 倍以上で、経済的被害も数倍と推定されています。

図表 2 過去に起きた災害と今後想定される災害における被害規模の比較

	過去に起きた災害		今後想定される災害	
	阪神・淡路大震災	東日本大震災	首都直下地震	南海トラフ巨大地震
マグニチュード	7.3M	9.0M	7.5M	9.1M
最大震度	7	7	7	7
主な被災地域	神戸市、西宮市、淡路島	東北地方太平洋沿岸地域	茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡	東海・近畿・中国・四国・九州
避難者数	約 24 万人	約 47 万人	最大約 700 万人	最大約 950 万人
経済的被害	約 10 兆円	約 16～25 兆円	約 95 兆円	約 214 兆円

(出所) 内閣府「震災による経済被害」、中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)」および中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告」をもとに作成。

3. 国土強靱化基本法とは

(1) 国土強靱化の基本的考え方

東日本大震災では、40m を超える大津波に対して防潮堤等は津波の到着を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大災害となりました。また帰宅困難者の発生やガソリン不足等が深刻な問題となる一方で、日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。これらは、これまでの防潮堤や避難施設の建設といったインフラ整備中心の防災対策や「公助」に頼るだけでは発災時の対応に限界があり、日ごろの防災教育が大切であることを教訓として残しました。

これまでは災害時に被害を軽減させ命を守るために平時からどう備えるかについては、十分な対応ができていませんでした。そこで、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を平時から推進することを理念とする、図表 3 に示す 4 つの項目を基本目標とする国土強靱化という考えが生まれました。

図表 3 国土強靱化の理念における 4 つの基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

国土強靱化を推進する上での基本的な方針は、この理念に基づく基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を最大限活用するため、図表 4 に示すようなハザードマップの作成・活用等のソフト施策と河川・海岸堤防の整備等のハード施策の適切な組み合わせや「自助」、「共助」及び「公助」を適切に連携及び役割分担して取り組むこと等を掲げています。

図表 4 ソフト対策とハード対策と自助・共助・公助の適切な組み合わせ



（出所）内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化とは」
消防庁「自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー」をもとに作成。

（2）国土強靱化の施策分野ごとの推進方針

国土強靱化に関する施策分野は、図表 5 に示す①から⑫までの 12 の個別施策分野と⑬から⑮までの 3 の横断的分野があり、それぞれに推進方針が設定されています。また、各分野を主管する府省庁を明確にした上で、関係する府省庁・地方公共団体等を包括する推進体制を構築しています。そして、これらの関係機関を総合調整するのは、内閣に設置される国土強靱化推進本部で、関係機関に対して必要な協力を求める権限が与えられています。

図表 5 施策分野ごとの推進方針

	施策分野	推進方針
個別施策分野	①行政機能／警察・消防等	政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進 等
	②住宅・都市	密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策 等
	③保健医療・福祉分野	資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築 等
	④エネルギー	エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化 等
	⑤金融	金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施 等
	⑥情報通信	情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施 等
	⑦産業構造	企業連携型 BCP/BCM の構築促進 等
	⑧交通・物流	交通・物流施設の耐災害性の向上 等
	⑨農林水産	生産基盤等のハード対策や流通・加工の BCP/BCM 構築等ソフト対策の実施 等
	⑩国土保全	防災施設の整備等のハード対策と避難体制の整備等のソフト対策の組合せ 等
	⑪環境	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築 等
	⑫土地利用（国土利用）	多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携 等
横断的分野	⑬リスクコミュニケーション	国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のコミュニケーション、教育、訓練 等
	⑭老朽化対策	長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築 等
	⑮研究開発	自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進 等

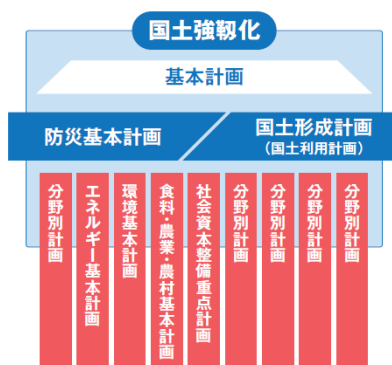
（出所）内閣官房（2014）「国土強靱化基本計画の概要」をもとに作成。

（3）計画の推進と不断の見直し

「国土強靱化基本計画」は、国の計画の指針となるべきものであるため、図表 6 に示すような「アン

ブレラ計画」と呼ばれる様々な計画を包括する仕組みの基に推進されます。詳しく見ると、「国土強靱化基本計画」の下に「災害対策基本法」に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画や国土形成計画が位置づけられ、さらにその下にエネルギー基本計画等の各省庁が担当している計画が位置しています。

図表 6 国土強靱化基本計画の成り立ち

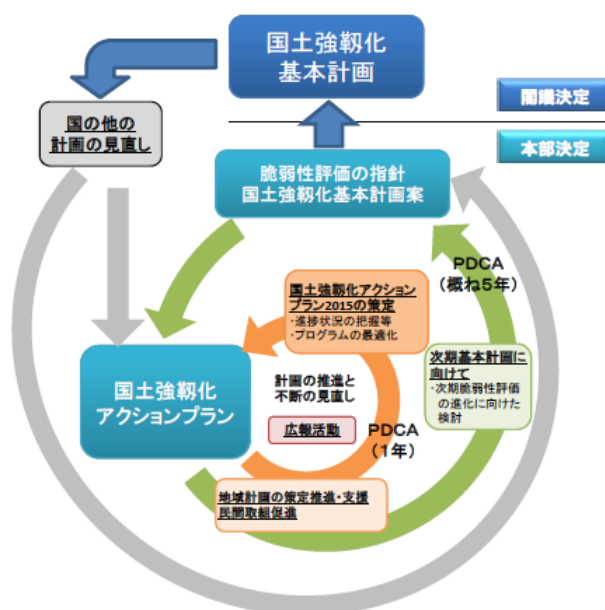


（出所）内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化とは」より抜粋。

多くの計画の上位に位置するこの「国土強靱化基本計画」は、今後の社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、図表 7 の緑色の矢印が示すように概ね 5 年ごとに見直され、関係する国の他の計画にも反映されます。最終的には関連する法律も見直されることとなりますので、「国土強靱化基本計画」の動向を確認しておくことで、法律の改正に対して迅速な対応が可能となります。

また、「国土強靱化基本計画」では、大規模自然災害等に対する課題を明確にするために起きてはならない最悪の事態が設定されています。それらの事態を回避するために「国土強靱化アクションプラン」では、具体的な取組と進捗状況をまとめ、同図表の橙色の矢印が示すように 1 年ごとに見直します。図表 8 に対策の優先度の高い最悪の事態を列举します。

図表 7 国土強靱化の見直し手順



（出所）内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化アクションプラン 2015 の概要」より抜粋。

図表 8 対策の優先度の高い最悪の事態

- ・大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- ・広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
- ・異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- ・大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ・被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- ・自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- ・首都圏での中央官庁機能の機能不全
- ・電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- ・サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- ・社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- ・太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
- ・食料等の安定供給の停滞
- ・電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
- ・農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（出所）内閣官房「国土強靱化基本計画」をもとに作成。

4. 大規模災害に備えて企業に求められる取組と国及び行政の支援策

前述の「国土強靱化アクションプラン」には、「民間の国土強靱化に資する取組に対する促進施策一覧表」があり、「予算」/「税制・融資」/「規制の見直し」/「指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等」の4項目で整理されています。この促進施策のうち、「自助」として企業に求められる取組度合が強いものにつき、その取組と「予算」および「税制・融資」に関する支援策を図表9に紹介します。

図表 9 国土強靱化における企業に求められる取組と支援

求められる取組	予算、税制・融資等の支援
① BCP の策定	BCP の遂行に必要な設備資金の低金利融資
② 建築物の耐震化	耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援
③ 業務機能のバックアップ	地方において建物取得又は雇用者数を増加する企業に対する支援
④ サプライチェーンの維持	食品サプライチェーン強靱化に対する支援
⑤ 避難場所の確保と強化	備蓄倉庫に係る課税の特例／帰宅困難者受け入れに対する支援

（出所）国土強靱化推進本部「国土強靱化アクションプラン 2015」をもとに作成。

① BCP の策定に関する取組と支援

BCP の策定とは、発災後に業務機能をできるだけ早く復旧させるための、いわば人間でいう回復力を向上させるために必要な取組であり、企業の強靱化につながるものです。しかし、BCP の策定率³は、

³内閣府がおこなった「平成 25 年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」。

大企業では 53.6%、中堅企業では 25.3%と、まだまだ普及途中といえます。

そこで経済産業省は、BCP の策定率を向上させるために、図表 10 の要件を満たす施設に対して、融資を実施しています。

図表 10 BCP に必要な設備資金に対する支援の概要

【要件】 2006 年 2 月に中小企業庁が公表した「中小企業 BCP 策定運用指針」に則り、同指針に定める様式を用いて作成した BCP に基づき、防災に資する施設等の整備を行う企業
【補助額】 日本政策金融公庫の社会環境対応施設整備資金の融資限度額：直接貸付の場合は、7 億 2 千万円。代理貸付の場合は、1 億 2 千万円。 利率（年）は貸付期間により 0.5%～2.0%、返済期間は 20 年以内

（出所）日本政策金融公庫「社会環境対応施設整備資金」をもとに作成。

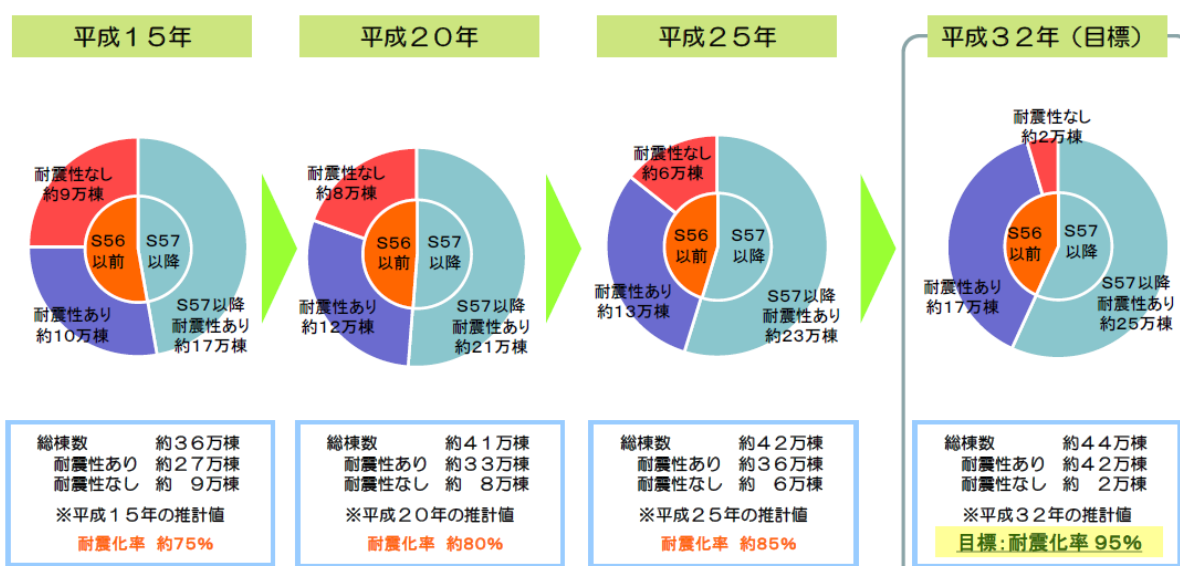
具体的な事例では、製造業 A 社は災害時の在庫の破損を最小限に抑えるため、BCP を策定し、在庫を分散して保管するための倉庫を建設する計画を立て、その資金として、本融資を申請しました。その他の事例としては、ビルを所有する不動産賃貸業者 B 社は、自社物件を津波が襲ってきた時の避難拠点とすることを BCP に盛り込み、老朽化した物件の建替え工事費用として、融資を受けています。

② 建築物の耐震化に関する取組と支援

建築物の耐震化により、地震による揺れに対する強さを備えることで発災時の被害を最小化することと、回復までの時間を抑えることができます。しかし、図表 11 に示す学校、病院および百貨店等を対象にした耐震化率を見ると、平成 15 年から平成 25 年まで 5 年ごとに 5%ずつ上昇していますが、まだ目標の 95%には到達していません。

そこで国土交通省は、「改正耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援」に基づき、図表 12 の要件を満たす施設の耐震化に関する取組に対して、補助を実施しています。

図表 11 耐震化率の推移



（出所）国土交通省「住宅・建築物の耐震化について」より抜粋。

図表 12 耐震診断・耐震改修等に対する支援の概要

【要件】 (要緊急安全確認大規模建築物⁴に該当する場合) 耐震基準について既存不適格かつ、以下の要件を満たす大規模な建築物とされています。 ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物 ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物 ③火薬類等危険物の貯蔵場・処理場
【補助額】 耐震診断の場合：対象建築物の延べ面積×1,030円/㎡+154万円（但し、幼稚園保育所含まない） 補強設計の場合：補強設計に要する費用×補助率(1/3) 耐震改修の場合：耐震改修費用 or 48,700円/㎡のうち低額×補助率(11.5%)

（出所）国土交通省「平成27年度 耐震対策緊急促進事業について」をもとに作成。

③ 業務機能のバックアップに関する取組と支援

業務機能のバックアップは、東京圏、中部圏中心部および近畿圏中心部に集中する企業の業務機能をそれ以外の地方に移転させることでリスクが分散され、被害を最小にすることができます。地方に本社機能の一部を増設し、主要な業務機能の複線化を図ることにより、唯一の主要拠点であった東京本社の業務に支障が生じる程の大規模災害が発生した場合においても、会社全体の事業が継続され、供給先である顧客への影響が最小化されます。

そこで内閣府は、「地域再生計画に基づき本社等に係る建物等の取得又は地方において雇用者数を増加する企業に対する支援」に基づき、図表 13 の要件を満たす取組に対して、補助を実施しています。

図表 13 建物取得又は雇用者数増加に対する支援の概要

【要件】 ・地方（東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域）への拠点拡大又は移転
【補助額】 地方（東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域）の企業が拠点を拡大する場合 ・オフィスを取得する場合は、特別償却 15%又は税額控除 4%（2年間） ・増加雇用者 1人当たり 50万円を税額控除 東京 23 区から地方（東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域）へ移転する場合 ・オフィスを取得する場合は、特別償却 25%又は税額控除 7%（2年間） ・増加雇用者 1人当たり最大 80万円を税額控除

（出所）まち・ひと・しごと創生本部（2015）「石破茂地方創生担当大臣と経済同友会との幹部懇談会議事次第」をもとに作成。

控除額の目安として、東京に本社のある企業が地方に 10 億円を投じてオフィスを建設し、100 人の雇用増が生じた場合を想定します。オフィス投資に係る法人税減税分は、税額控除（7%）を選択すれば、7,000 万円となり、さらに雇用促進による減税分は、最大 8,000 万円（最大 80 万円×100 人）となり、合計で 1 億 5,000 万円の減税となります。

④ サプライチェーンの維持に関する取組と支援

サプライチェーンとは、そもそも原料の段階から製品・サービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのことをいいます。災害時においては、サプライチェーンの中でも特に重要な食糧の確保のため、食

⁴1981 年 5 月 31 日までに着工したいずれかの用途の建築物、「階数 3 以上かつ 5000㎡以上である病院等の不特定かつ多数の者が利用する」「階数 2 以上かつ 3000㎡以上である小学校等の避難を確保するうえで特に配慮を要する者が利用する」「階数 1 以上かつ 5000㎡以上の火薬類等危険物の貯蔵場や処理場の用途に供する」

品業界の連携・協力体制の構築により発災時でも食品流通を継続させる、もしくは早期に流通を復旧させることが求められます。

そこで農林水産省は、「食品サプライチェーン強靱化総合対策事業」に基づき、図表 14 の要件を満たす取組に対して、補助を実施しています。

図表 14 食品サプライチェーン強靱化に対する支援の概要

【要件】 首都直下地震及び南海トラフ巨大地震が想定される地域でのサプライチェーン維持に関する以下の内容を含む取組 ・食品産業事業者の業界団体や学識経験者による連携・協力体制構築のための協議 ・食料産業ハザードマップ ⁵ の作成及びセミナー・マッチングの開催
【補助額】 ・協議のための会議及びセミナー・マッチング開催のための、謝礼、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗費、調査員手当 等 ・食料産業ハザードマップ作成のための、賃金、消耗品費 等

(出所) 農林水産省「食品サプライチェーン強靱化総合対策事業実施要領(案)」をもとに作成

具体的な事例では、食品事業者団体で構成する協議会が、「震災時における連携・協力のための食品産業事業者マッチングセミナー」と題し、震災時における食品サプライチェーンの強靱化に関する講演や食品産業事業者の立地状況等をまとめた食料産業ハザードマップの解説をおこなっています。また、セミナー終了後には震災時における連携・協力体制の構築を図るための食品産業事業者同士のマッチング(意見交換会)も開催し、支援を受けています。

⑤ 避難場所の確保と強化に関する取組と支援

避難場所の確保と強化は、負傷者や帰宅困難者を発災直後から受け入れ、救助・救急等の医療活動を迅速に行うことができるため、早期の復旧や道路の渋滞緩和を促すことにつながります。但し、受け入れには、生活必需品や食糧を保管するための備蓄倉庫や受け入れスペース、非常用発電設備等が必要となります。

そこで国土交通省は、「都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置」に基づき、図表 15 の要件を満たす備蓄倉庫に対して、課税の特例措置を実施しています。また、国土交通省は「帰宅困難者を受け入れるために必要となるスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に対する支援」に基づき、図表 16 の要件を満たす施設に対し、補助を実施しています。

図表 15 備蓄倉庫に係る課税に対する支援の概要

【要件】 都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫
【補助額】 固定資産税・都市計画税について、最初の5年間、価格に2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た課税標準とする措置を2年間延長する。

(出所) 総務省「都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置の延長資料」をもとに作成

⁵食品産業事業者の事業所、物流施設、製造拠点等の立地状況を把握し、地方自治体が作成する防災ハザードマップに情報を落とし込んだハザードマップのこと。

図表 16 帰宅困難者受け入れに対する支援の概要

【要件】（帰宅困難者への対応に該当する場合） 対象施設は地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結する施設等で、政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺にある以下の要件を満たす施設です。 ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当であること） ・食糧・水等を自家用（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の3日分備蓄可能であること
【補助額】（民間事業者の場合） ・帰宅困難者用のスペースや発電設備等に対してのみ、2/3を国から、1/3を地方公共団体から補助されます。（自家用分の施設・設備の整備に対しては、別途国の支援あり。）

（出所）国土交通省「災害時拠点強靱化緊急促進事業ガイドブック（第1版）」をもとに作成

5. 最後に

2011年に起きた東日本大震災以降、様々な法改正が進み、国は「国土強靱化基本法」を作成し、強くしてしなやかな国づくりを目指し始めました。強靱化の目的は、平時から災害に備えることで被害を最小化し、早期に復旧させることです。この目的を早期に達成するため、国は企業によるBCPの策定や建築物の耐震化、業務機能のバックアップ、サプライチェーンの維持、避難場所の確保と強化といった取組に対して支援をおこなっています。

国が支援する「リスクを事前に回避する」または「早期に復旧させる」取組に加え、当然のことながら、企業の能動的な自助対策が求められています。そこで、残されたリスクを「外部に転嫁する」地震保険や水災・風災・雪災等の自然災害に備える損害保険の活用もご検討ください。

今回は、大規模災害への備えに関して国や行政の動向を整理し、企業自ら事前に実施を求められている取組について整理しました。今後も国や行政の動向に注目しつつ、大規模災害への備えを着実に進められることをご提案します。

【参考文献】

- ・国土強靱化推進本部（2015）「国土強靱化アクションプラン 2015」
- ・内閣府（2015）「日本の災害対策」
- ・内閣官房国土強靱化推進室（2014）「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（素案）」
- ・内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化とは」
- ・内閣官房国土強靱化推進室（2014）「国土強靱化に向けた取組みについて」
- ・内閣官房（2014）「国土強靱化基本計画」
- ・内閣官房（2015）「民間の取組事例集」
- ・内閣官房「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会資料」
- ・内閣官房「民間の国土強靱化に資する取組に対する促進施策一覧表」
- ・内閣府「我が国における自然災害と災害対策」
- ・内閣府「震災による経済被害」
- ・中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」
- ・中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告」
- ・消防庁「自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー」
- ・内閣府（2011）「月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料」
- ・兵庫県（2015）「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」
- ・日本政策金融公庫「社会環境対応施設整備資金」
- ・国土交通省「住宅・建築物の耐震化について」
- ・国土交通省（2015）「平成 27 年度耐震対策緊急促進事業について」
- ・国土交通省（2014）「災害時拠点強靱化緊急促進事業ガイドブック（第 1 版）」
- ・国土交通省「災害時拠点強靱化緊急促進事業」
- ・まち・ひと・しごと創生本部（2015）「石破茂地方創生担当大臣と経済同友会との幹部懇談会議事次第」
- ・農林水産省「食品サプライチェーン強靱化総合対策事業実施要領（案）」
- ・総務省「都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置の延長」
- ・内閣官房「国土強靱化 民間の取組事例集」
- ・日本政策金融公庫「社会環境対応施設整備資金の概要」

【本レポートに関するお問合せ先】

銀泉リスクソリューションズ株式会社 保険リスクコンサルティング第一部 鈴木 洋介

102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14

Tel : 03-5226-2267 Fax : 03-5226-2884 <http://www.ginsen-risk.com/>

* 本レポートは、企業のリスクマネジメントに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。